

障福257号  
平成24年2月7日

各位

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部  
障害福祉課長  
(公印省略)

「法の円滑な施行準備のための研修」の実施について（通知）

日頃から本県の福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年10月26日付 障発1026第1号により、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から通知がありました標記研修につきまして、別添実施要領の通り開催いたします。

貴所における相談支援専門員、または相談支援に従事する者、平成24年度以降相談支援に従事する予定の者にご参加をいただきますよう、お願い申し上げます。

問い合わせ  
地域生活支援グループ 氏家  
電話:045-210-1111 内線 4721  
F A X :045-201-2051  
e-mail:ujiie.7kkj@pref.kanagawa.jp

# 平成23年度法の円滑な施行準備のための研修実施要領

## 1 目的

相談支援従事者研修実施要綱（平成23年10月26日付 障発1026第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、平成24年4月1日から施行される「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」および「障害児相談支援」の円滑な運用への準備を行う。

## 2 日時

平成24年3月6日（火）13時から17時まで

## 3 場所

「泉公会堂」〒245-0016横浜市泉区和泉町4636-2

## 4 研修の対象者

- (1) 神奈川県内の事業所に勤務する相談支援専門員
- (2) 平成23年度相談支援従事者初任者研修および現任研修を受講した者
- (3) 平成24年4月より相談支援事業に従事する予定の者

## 5 定員

600名

## 6 内容

法改正の概要および障害児相談支援、地域相談支援の方法について、事例を通して理解する。

## 7 参加費用

無料

## 8 申し込み （締め切り平成24年2月28日）

- (1) 申込書（別紙1）に、必要事項を記載しe-mailまたはFAXでお申し込み下さい。  
事業所単位ではなく、お一人様1枚ずつお申込み下さい。また、受講申込書は研修当日必ずお持ちいただき、受付にご提出下さい。
- (2) 受講決定通知はございませんので、当日直接会場にお越し下さい。
- (3) 定員を超える場合は、選考により受講者の調整を行う場合があります。

## 9 その他

- ・受講にあたって、手話通訳、点字教材、身体障害者用駐車場等を必要とする方は、所定欄に記載してください。
- ・来場の際は、原則として公共交通機関を利用してください。
- ・本研修受講の修了証発行はありません。

## 10 主催

神奈川県（事務局：神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課）

## 11 問合せ先

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部  
障害福祉課 地域生活支援グループ 氏家  
e-mail : [ujiie.7kkj@pref.kanagawa.jp](mailto:ujiie.7kkj@pref.kanagawa.jp)  
電話 : 045-210-1111（内線4721）  
Fax : 045-201-2051

## 「泉公会堂」へのアクセス

- 相模鉄道いずみ中央駅下車 徒歩4分
- 神奈中バス戸塚バスセンターより 戸61・戸64系統  
「泉区総合庁舎前下車」 徒歩1分

